

○国土交通省告示第七百二十一号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

明治二十五年三月三十日

三行所  
東京都虎ノ門二丁目  
電話 03-3587)4294  
三 値  
本号一力月一、六四一円(本体一、五一〇円  
一部一、三四三円(本体一、一三〇円